

琵琶湖国定公園の公園計画の一部変更案の概要

1 経緯

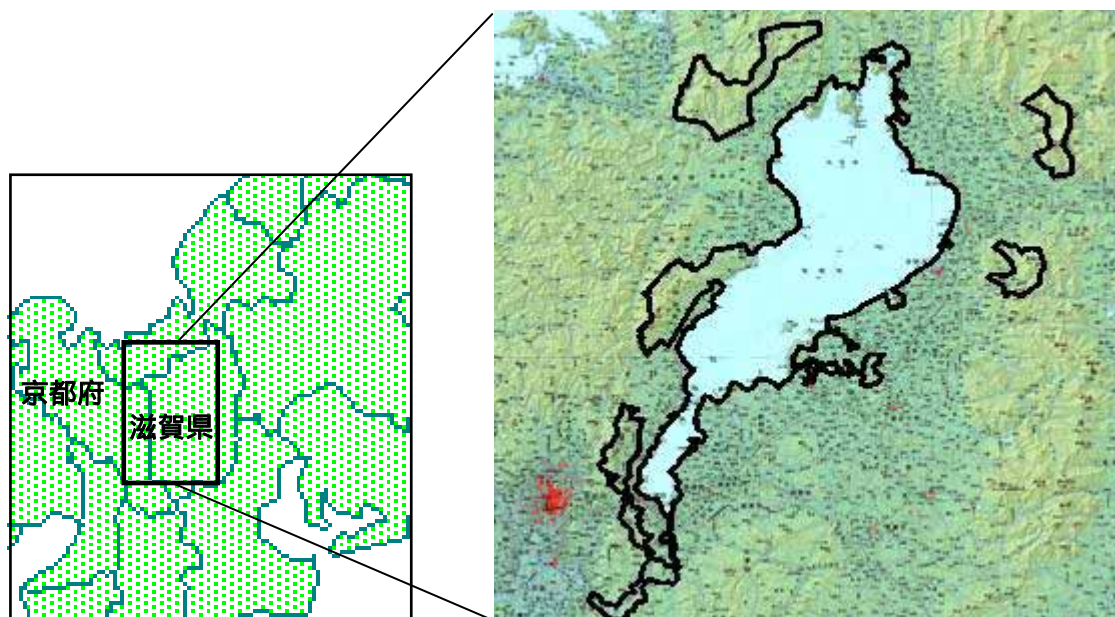
琵琶湖国定公園は、わが国で最初の国定公園のひとつとして昭和 25 年 7 月 24 日に指定された。平成 4 年 5 月に全般的な見直し（再検討）、平成 10 年 8 月に点検、平成 17 年 7 月及び平成 20 年 10 月には一部変更が行われている。

本公園の区域は、わが国最大の湖である琵琶湖を中心として、その周囲に連なる伊吹山、霊仙山、賤ヶ岳、三国山、比良連山から比叡山に続く山々と瀬田川（宇治川）の一带からなっている。

今回、公園計画の変更を行う琵琶湖は、種々の動植物が活発に生息・生育する多様な生態系を形成している。とりわけ、湖辺に分布するヨシ群落は、生態系として微妙な均衡を保って維持され、水域から陸域への推移帯にあって多様な働きをしており、湖沼の環境保全にとって大変重要な存在である。しかしながら、河川改修による土砂供給の減少などにより昭和 30 年代と比べてヨシ群落は近年著しく減少している。

以上のような状況を踏まえ、平成 17 年 7 月に滋賀県長浜市に追加した自然再生施設を琵琶湖岸全体を対象としたものに変更するために、公園計画の一部変更を行うものである。

琵琶湖国定公園位置図



□ : 公園区域線

2 公園計画の変更

(1) 施設計画の変更

ア 保護施設計画

保護施設の削除

2 自然再生施設 滋賀県長浜市（琵琶湖岸）

保護施設の追加

4 自然再生施設 滋賀県大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市、長浜市及び高島市（琵琶湖岸）